

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査の対象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同条ただし書に規定する大学院の研究科以外の教育研究上の基本となる組織、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>（調査事項等）</p> <p>第六条 科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イ、ロ、ハ及びヘからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからハまで、ホ、ヘ及びリ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イ、ロ、ニか</p>	<p>（調査の対象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十五条本文に規定する大学の学部、同条ただし書に規定する大学の学部以外の教育研究上の基本となる組織、同法第九十六条に規定する研究所その他の研究施設、同法第百条に規定する大学院の研究科、同法第百八条に規定する短期大学及び同法第十章に規定する高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>（調査事項等）</p> <p>第六条 科学技術研究調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、調査組織体に係る次に掲げる事項のうち、甲調査にあつては第一号イ、ロ、ハ及びヘからリまで、第二号イ並びに第三号から第五号までに掲げる事項を、乙調査にあつては第一号イからハまで、ホ、ヘ及びリ、第二号、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を、丙調査にあつては第一号イ、ロ、ニか</p>

<p>2 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>リ 支出総額</p>	<p>らへまで及びリ、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を調査する。</p> <p>一 調査組織体に関する事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 所在地</p> <p>ハ 事業の種類</p> <p>ニ 学校等の種類</p> <p>ホ 学問別区分</p> <p>ヘ 従業者数</p> <p>ト 資本金</p> <p>チ 総売上高</p> <p>(削る)</p>
---	--

<p>2 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>リ 支出総額</p>	<p>らへまで及びヌ、第三号並びに第四号イからニまで及びへに掲げる事項を調査する。</p> <p>一 調査組織体に関する事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 所在地</p> <p>ハ 事業の種類</p> <p>ニ 学校等の種類</p> <p>ホ 学問別区分</p> <p>ヘ 従業者数</p> <p>ト 資本金</p> <p>チ 総売上高</p> <p>リ 営業利益高</p>
---	---